

加古川市不当要求行為等対策要綱

平成20年5月19日
市長 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、職員等が公務を遂行するうえで受ける不当要求行為等を未然に防止するとともに、不当要求行為等に対し、組織的な取組みを行うことにより、公務の円滑かつ適正な執行及び職員等の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において不当要求行為等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 正当な理由なく次に掲げることを要求する行為

ア 特定の者に対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。

イ 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

エ 執行すべき職務を行わないこと。

オ ア～エまでに掲げるもののほか、法令等に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することをを行うこと。

(2) 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

(不当要求行為等対策会議)

第3条 不当要求行為等の対策を組織的に実施するため、加古川市不当要求行為等対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

2 対策会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、防災安全部を所管する副市長をもって充てる。

4 副委員長は、前項に規定する副市長以外の副市長をもって充てる。

5 委員は、加古川市部長会議規程(平成元年訓令甲第7号)第2条第1項に規定する者をもって充てる。

6 対策会議は、委員長が主宰する。

7 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

8 副委員長にも事故のあるとき、又は副委員長も欠けたときは、防災安全部長が委員長の職務を代理する。

(対策会議の所掌事務)

第4条 対策会議は、次の事項について所掌する。

(1) 不当要求行為等に関する情報交換及び各部局間の連絡調整

(2) 不当要求行為等に関する対応方針、体制等の策定及び事後措置の協議、検討

(3) その他対策会議が目的達成のために必要と認める事項

(対策会議の開催)

第5条 対策会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が必要があると認めるときは一部の委員のみを招集することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(不当要求防止責任者)

第6条 不当要求行為等に対して適切な対策を講じるため、各部局に不当要求防止責任者(以下「防止責任者」という。)を置く。

- 2 防止責任者は、加古川市次長会議規程(平成元年訓令甲第8号)第2条第1項に規定する者をもって充てる。
- 3 防止責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第1項に規定する不当要求防止に係る責任者となり、同条第2項に規定する講習会を受講するものとする。

(防止責任者連絡会)

第7条 不当要求行為等の対策に係る各部局間の調整を図るため、加古川市不当要求防止責任者連絡会(以下「防止責任者連絡会」という。)を置く。

- 2 防止責任者連絡会は、防止責任者をもって組織する。
- 3 防止責任者連絡会は、防災安全部次長が主宰する。
- 4 防止責任者連絡会は、必要に応じて防災安全部次長が招集する。ただし、防災安全部次長が必要があると認めるときは一部の防止責任者のみを招集することができる。
- 5 防災安全部次長は、必要があると認めるときは、防止責任者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(職員等の責務)

第8条 職員等は、法令を遵守するとともに、市民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

- 2 職員等は、不当要求行為等に対して毅然とした態度で冷静に対応し、いかなる場合であってもこれを拒否しなければならない。
- 3 職員等は、不当要求行為等が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき若しくは不当要求行為等に関する事象を知ったときは、所属長に報告するものとする。

(所属長の責務)

第9条 所属長は、職員等からの報告を含め、職場において不当要求行為等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、必要な措置を講じるとともに、防止責任者及び委員長に報告しなければならない。

- 2 前項の委員長への報告は、不当要求行為等報告書（様式第1号）により防災対策課を経由するものとする。
- 3 所属長は、不当要求行為等を受けた職員等を孤立させることなく、また不利益な取り扱いを受けることがないように必要な配慮を行わなくてはならない。

（防止責任者の責務）

第10条 防止責任者は、所属長からの報告により必要があると認めるときは部局内で必要な対策を協議し、対応措置等を指示するものとする。

- 2 防止責任者は、不当要求行為等の再発を防止するため、部局内で発生事案の概要、原因、対応措置等の情報の共有に努めるとともに、被害の未然防止と迅速的確な対応を図るため、排除マニュアルの策定、職員等に対する教養を行わなくてはならない。

（相談窓口）

第11条 各部局の組織的な対応を支援するため、相談窓口を防災安全部防災対策課に置く。

（庶務）

第12条 対策会議及び防止責任者連絡会に関する庶務は、防災安全部防災対策課において行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

不当要求行為等発生報告書

年 月 日

事 案 名			
報 告 所 属	部 課		
所 属 長			
対 応 職 員		電 話 番 号 (内 線)	
発 生 日 時			
発 生 場 所			
相 手 方	氏 名 生年月日 年 月 日 住 所 電話番号 () - 職 業 その他特徴		
事案の概要			
対応状況			
措置結果・参考事項			